

# 西栗倉村しごと・くらし応援住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

平成29年4月1日規則第4号

(趣旨)

**第1条** この規則は、西栗倉村しごと・くらし応援住宅の設置及び管理に関する条例（平成29年西栗倉村条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込書及び入居決定通知書)

**第2条** 条例第9条の規定により住宅に入居しようとする者は、しごと・くらし応援住宅入居申込書（第1号様式）を村長に提出しなければならない。

2 条例第10条の規定に基づく決定通知書は、しごと・くらし応援住宅入居者決定通知書（第2号様式）による。

(誓約書)

**第3条** 条例第11条に規定する誓約書は、第3号様式による。

(同居の承認申請)

**第4条** 条例第12条に規定するしごと・くらし応援住宅同居承認申請書は、第4号様式による。

2 村長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し同居させることが適当であると認めるときは、その旨を入居者に、第5号様式で通知するものとする。

(家賃の減免又は徴収の猶予等)

**第5条** 条例第13条の規定による、家賃の減免及び徴収の猶予の承認を受けようとする入居者は、しごと・くらし応援住宅家賃減免申請書（第6号様式）またはしごと・くらし応援住宅家賃徴収猶予申請書（第7号様式）に、その申請の理由を証する書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は前項の申請があった場合は、内容を審査し、減免又は猶予することが適当であると認めるときは、家賃の減額、徴収猶予許可書（第8号様式）により入居者に通知するものとする。

(原形の変更等の申請及び同許可)

**第6条** 条例第19条第1項に規定する承認申請書及び許可証は、第9号様式及び第10号様式による。

(住宅の返還及び検査)

**第7条** 条例第20条の規定により、住宅を返還する入居者は、しごと・くらし応援住宅返還届（第11号様式）を村長に提出し、村長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 同居者は、入居者がしごと・くらし応援住宅を返還した場合は、同時に退去しなければならない。（住宅の明渡し請求書）

**第8条** 条例第22条の規定によるしごと・くらし応援住宅明渡し請求書は、第12号様式による。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。